

労働保険・社会保険手続きのオンライン利用率

いつもお世話になっております。

気がつけば10月も来冬りですわ〜。夏日を記録するような日もありませんが、このまま冬に“突入”となるのでしょうか…??

事務所では、そろそろアイスコーヒーからホットコーヒーに切り替わってます!

さて、当事務所では雇用保険・社会保険の手続きの一部を電子申請にて行っております。現在、利用頻度が高い、利便性の高い手続きを「重点手続き」として国が位置づけ、そのオンライン化も推進しておりましたが、平成23年度の社会保険・労働保険のオンライン利用率は、2.7%と他の重点手続き(登記54%、輸出入・港湾95.3%など)と比較するとかなり低くなっています。

ネットを介して個人情報を取り扱うということに、抵抗がある方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり電子申請を利用すると申請完了までの時間を格段に減らすことができます。特に、当事務所でも利用している離職票の電子申請ににつきましては、本人ごとの申請ですとスムーズにいったとして最低7日くらいはかかっているのですが、電子申請を利用しますと、最短3日で申請完了となり、素早く従業員様のお手元にお届けすることができます。

離職票の電子申請利用の際は、退職届のほかにも別途提出いただく資料(記載内容に関する確認書)がありましたが、それを出さなければ素早く離職票を発行することができますので、ぜひご利用をご検討下さい!!

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。